

## 「新観光戦略推進会議」の設置について

### 1 趣 旨

ひょうご観光本部では、兵庫県への誘客を推進するための戦略として、「ひょうごツーリズム戦略（計画期間2020～2022）」を策定し、観光施策を展開している。

策定後に生じたインバウンドの消失や旅行志向の変化等、社会潮流の変化に対応し、2025大阪・関西万博を契機とした兵庫観光の振興を図るため、「新観光戦略推進会議」を設置し、2023年度以降の「新たな観光戦略」（策定主体：県）について観光分野の学識者、実務家等からの助言を得ながら検討する。

### 2 委員構成

- ・ 観光分野の学識者、実務家など11名
- ・ 特定分野で実績を有する方を専門委員として選任、適宜事例紹介の上議論に参画

### 3 スケジュール

下記の日程で、意見交換・検討をいただく。

時 期	協 議 内 容
3月30日（水）	第1回会議 兵庫観光の現状と課題・これまでの取組について 新観光戦略に向けた方向性について
6月	第2回会議（専門委員参加を想定） 課題整理
9月	第3回会議（専門委員参加を想定） 次期戦略素案の検討
12月	第4回会議 次期戦略案の検討
令和5年3月	次期戦略の策定・発表

### 4 その他

別途、県内各地域や関係団体等から広く意見を聴取、その内容も踏まえ検討を進める。

## 新観光戦略推進会議 設置要綱

### (目的)

第1条 兵庫県における新たな観光戦略（以下、「新観光戦略」という。）の策定にあたり、有識者・実務家等の意見聴取を行うため、「新観光戦略推進会議」（以下「会議」という。）を置く。

### (検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 新観光戦略の策定に関すること。
- (2) 新観光戦略の推進に係る円滑かつ効果的な取組方策に関すること。
- (3) その他新観光戦略の推進及び策定にあたって必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (座長)

第4条 会議の議事を進行するため、委員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議の開催に係る委員の招集は、座長が行う。ただし、第1回の会議の招集は、兵庫県産業労働部観光局長が行う。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、座長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。この場合においてあらかじめ座長に委任状を提出しなければならない。

### (アドバイザー)

第6条 会議に、戦略の策定及び推進に係る重要な事項について助言等を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、座長の要請に応じて、第1項に定める事項について必要な助言又は意見を述べるものとする。

### (専門委員)

第7条 前条に定めるもののほか、会議に専門委員を置くことができる。

- 2 座長は、会議において特定の分野に関する専門的な事項を協議する際に、専門委員の出席を求め、意見等を徴することができる。

### (部会)

第8条 座長が必要と認めるときは、特定の事項を議論するため会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営については、別に定める。

### (謝金)

第9条 委員又は第6条第1項若しくは第7条第1項に掲げる者が会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員又は第6条第1項若しくは第7条第1項に掲げる者が会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定による額に相当する額とする。
- 3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の取り扱いは委員本人と同様とする。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、産業労働部観光局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

新観光戦略推進会議 委員

氏名	所属・役職
石川 路子	甲南大学地域連携センター所長・経済学部教授
今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授
江藤 誠晃	ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー
加藤 久美	和歌山大学観光学部観光学科教授
木下 学	ホテルニューアワジ代表取締役社長 日本旅館協会兵庫県支部長
高橋 一夫	近畿大学経営学部商学科教授 芸術文化観光専門職大学客員教授
多田 真規子	西日本旅客鉄道株式会社理事総合企画本部副本部長・地域共生部長
筒井 一伸	鳥取大学地域学部地域創造コース教授
古田 菜穂子	ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー 兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特任教授
宗田 好史	京都府立大学文学部和食文化学科教授

別表（第6条関係）

新観光戦略推進会議 アドバイザー

氏名	所属・役職
橋爪 紳也	大阪府立大学研究推進機構特別教授

別表（第7条関係）

新観光戦略推進会議 専門委員

氏名	所属・役職
野津 直樹	芸術文化観光専門職大学講師
村瀬 茂高	WILLER株式会社代表取締役

※専門委員は上記のほか、会議における議論の状況に応じて必要な調整を行う